### の予算外 格差 財政資金と

梶

谷

懐

公正と救済

はじめに

差は 域間 な再分配を強化するような一 改革など 歯止めをかけるため、西部大開発・所得税改革・ もとにその運営がなされてきた。その結果、中央による地 センティ 改革開放以降 一の財政的な再分配機能は低下し、地域間 貫して拡大した。近年ではこのような格差 ヴを地 内陸部・農村の負担を軽くすると同 域 の中国の財政システムは、「地方」のイン 間の平等性より優先させるという方針の 連の政策・ 改革が実施されて の財政力の格 時 農村税費 E 0) 財政的 拡大に

国の

地域間格差問題を考えるとき、

欠かすことができない

おり

特に一九九四年の分税制の導入に伴う財政改革以降 一方で財政的な再配分機能の低下を意味

きたの

周知の通りである。

このように財政

の観点から中

金の拡大は、

が、

これまでにも指摘されている

「加藤

一九九七]。

財政

に流用されるなど、地方主導の経済発展に寄与したこと

地域のインフラ投資や設備投資資金

そのような中央による再配分の対象とならない

金が増大したことは、

化の中で、予算外資金の形で地方政府に留保される財 地方政府のもとに自主財源としてそのまま留保される資 ち じてこられなかったのが、「予算外資金」の存在である の総称である。 にもかかわらず、その実態のつかみにくさから正面から論 中央政府あるいは上級の政府に上納する必要がなく 改革開放政策の実施 とは、 地方政府が徴収した財政収入のう に伴う財政の地方分権 政

中国の予算外財政資金と地域間経済格差 59

して 5 は 0 2 保 てきた。 し続 0 大幅 け 内 ようとし 0 財政 か 資 後述す 金 T 13 以 3 3 外 W 3 0 自 よう # 央による管 財 を 地 方政 ちまちまな 理 府 0 は 強 依 16 然と 力

ない。 0 加 する傾向 力影 てきた地 政 源が制度 \$ 収 的 管 制 と改革 農 度は 府 理 が 源 入 . 中 村 を 迫 ような正 他 例 という存在は、 中 に 古 による で問題 加 3 方財政と 0 化 摘され な 国 鵬 が え あっつ ĪĒ 一開放期 5 整し 的 財政 3 徴税権 0 ば 強 な れた租 地 規 となな 課徴 7 制 てき たため 収 規 Ų3 方 0 を集 財 租 的 43 入 1/2 K 0 う組 0 おけ 和 な農 0 た。 税収 税 る。 政 0011 攤 中 た 体 中 税収入とは が 部を留 地収 2 地方財 系の 的 岩井によれ 3 Ė うことに 歴 派 入 み合わ 農民 史 は に 0 のよう 中に十 攤 歴 的 用 管理する中 や義務労働 四 負 とも せ 保 派 史の に 政 抱 関 to 别 なろう 扣 は からなる。 す では 一分位置 や義 に地 す ることに ば 中 えて 視点 しば わ 題 で る n 伝統 央財 務労 方に 苦 1 は か 0 ば 失地 清 が、は農民 新 5 調 硬 づ 朝 より 的 働 構 は 達 直 け 政 留 5 な中 財 農 告 あ 化 0 などとの Va 保 うち 3 よ 維 政 \$ 近 力 n 3 的 持され その T Us 年 0 5 玉 0 0 n 定 中 おら 7 る自 盾 は 0 0 0 C 0 地 付 化 中 財 財 類 は 問 中 徭 0

働 で代 力 表させる岩 算外資金 井の 議 般 論はややミスリ 0 1 X 1 攤 デ 1 グであ 務

> され る超 搾 あ क्त 3 b 3 場 放 る子 取る 期 利 代 その意味 以 10 表され 潤 算外資 路 5 Ł 0 11 10 1 お は 一では る要素 5 金 > H る 0 F 寸 攤 地 意味を十分に捉えることは 0 中 0 派 分配、 に近 方の腐敗し 市 場 0 0 Ť 代的 1 0 算 メー 外 10 政 な工 3 府 資 た役人が 側 0 金 だけけ 介 面 は 部 を強 入 では 貧 を が 金 L 通 融 発 持 地 達 0 13 C 市 3 農 7 方 0 場 民 得 B to 5 留 か 5 5 保 れ 地

とさ 次第 つつ、 持 潤 0 0 九 に L 稿では、 ントの か、 7 その ± 10 地 る中 とい 市 1 ント 分 場 要素 行前 うことを中 玉 K 0 移ってきたこと、 が 生 地 場に 域 3 としての予算外資金 間 出 対する政 される 心 経 済格差とどのような関 論 源 府 そし 泉が 0 13 介 きた てそ 金 入による 0 融 性 13 n 市 から 場 質 現 な 超 連 注 在 か 過 5 利

考えられ

## 予算外資金の概要

姚 対 7 動 留保 する ため 子 などを 算外 付加 中 できる余地を残 薛 行 資 央 0 税や、 集 金は て得た財 権 九九〇]。 各行 財 九 五〇 源などを地方 政 その後改革 制 たことが 部 度 年 から 事 形 始 業 作 開 まり V 单 5 会 放 ~ 主 位 n 政 13 ル 3 力当 義 とさ で自 自主 策 中 計 が 圃 的 始 n È 経 ま 3 財 に 済 経 源 0 部 建 済

0 10 規模 b WD を次 3 地 拡 的 大させてい な財 政 制 0 度が導入 されるの 10 2

その管理主 九〇年代 体によって次の三 に制 度改革が行わ 種類に分類 n るまで、 され 予算: T 外 10 資金

(1)管理 地方政 税付加などの各種税に対する付 する企業の 府 0 財 政部門が管理するも 利潤が含まれ 加 0 お これ t CR 地 15 方 は 政府 T.

政

0

- (2)らなる。 0 収入、 方政 地方政府の 府 あるい から 管理 行政事業部門が管理するも は ٠ 市場管理収入など、 所有する各種学校 . 各種 木 テル 0 0 雑収 これ ٠ 招 入か 待所 は
- (3)基金や 国有企業あ は、 減価償却費なども含まれ 15 有企 3 業専項 は そ 0 基金 主管 理 と呼 部 門 ており、 ば 力 n 管 理 従業員 実質的 する \$ K の福 0) は

体

5

有

企

業

0

留

保

利潤に等

での ものであ 制度外資金」とも呼ばれるものであ ただしこれはあくまでも県以 農民 利潤の 金」とよば では詳 b 郷鎮 企業 郷鎮 しく扱わないが、一九九〇年代末か に対する恣意的 n V る非 ~ ルではさら 税収 Ŀ 納 額などの 入が留 Ŀ な費用徴収 にこの 0 保さ 地方政 り、 ほ ほ か n 郷鎮企 府 に、 てい 20 なども含 に K 留保 郷 to 郷鎮 業 鎮 25110 小され 0 V 税引 れは ま ベル 自 12 3

一年にか

けて問題になっ

た「乱収費」

およびそれ

対

金の

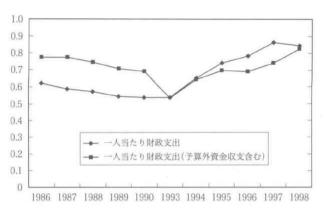
改革によって

その性格が大きく

関 3 ため す 0 0 であった。 のような恣意的 な費用

ば国 自主 収入の規模を縮小させ、 う努めるイ 九九〇年代に入り、 れるなどの改革が行われたこともあっ 府にとって中 改革 の規模は大幅に縮小した。 導入によっ 初め 有企業の留 財 このような予算外資金の背景に 開 源とも言うべき予算外資 放 ンセンティヴが は予算内の 期 て地方 を通じて予算外 央政 保 利 府 潤 0 財 予算外資金の 財 などが予算内 0 中央から 政 政 強 上納の対象となる予算内 的 資金を上 な権限 資金 1 金の 働いたということがあ の管理 は 0 形で から は 拡 いくつかの 財 拡大する中 る規模に 大 于 へを続 7 政 地 収入を確 方財 資 -渉を受け 金に組 け、 予算外資金自 成 項 政 C 請 Ħ 保 長 負制 九 4 す 0 L 入れ るよ 例え 30 な 財 地 7 九 V 政 方

基金 格差縮 10 をみると、 内 5 1 財政 ットを除く) かに地域 九八〇年代から九〇年代に 0 小 支出とそれ 的 予算内へ に働 興 の財政能力について格差拡大的 、味深 金が、 の変動係数の時系列的な変化を示 1/2 てい の組み入れなど九〇年 いことに気がつく。 に予算外資金を加えたも 九 るの 九三年以降はむしろわ であ る。 カコ け T 。 一 n 九 は な効果 九〇年 人当たり 行 围 0 ず 0 有 わ 省間 企業 かを持 まで か L た図 なが b 予算 は 項 5 朋 7



地域間財政力格差と予算外資金

出所:財政部総合計画司編[1992]、楼継偉主編[2000]。

## 企業利潤と予算外資金

なところ

が典型的

に現れているといえよう。 に資金が偏在する」 域

0

は

企業 3

0

留

保利潤であるはずの資金がより広

発展資金などに流用されるという構図にこそ

という、

予算外資金の

問

D 地 味

言えば

有

企業専

項

基

0

たケー 徴に の分配、 八〇年代を中心に農村の経済発展を支えた郷鎮 郷鎮企業のケー 大きな比重を占めてきたと考えられ らの利潤 には住民から 方政 ついて整理しておくことに 地方政府による予算外資金徴収の スとし で述べたように、 郷鎮企業とレントの 府の財政と企業の という側 E 納 P 0 てまず 直接 管理 スと地方管轄の国 面 一費徴 検討され があ の費用徴収だけでは h 収 予算外資金 18 の形をとっ なけ 獲 フ 也 オ したた しろそちらの n 1 有企業のケースとに分け ば る。 7 なら た超過 メカニズムとその特 制度外資金を含む スが そこで以下では、 なく、 利潤 13 方が 企業 0 企業などか の分け 貫 10 7 前

スである。

まず

鎮

~

ル

の政府に留保され

3

制

前節で検討した

「予算外資

(金) についてみておこう。

度外資 ル に お L 」として位置づけられ Va ~ ル 7 は 以 E そのような地 0 政府に留 保され てき 方政 た。 る資 府 の自主 2 金 0 6 内 財 あ 源 b に は 郷鎮 つい 制

郷鎮企業の上納利潤と管理

孫

一九九五〕は以下のように整理

- 郷鎮政 画 四生育費、 府が徴収する各種費用 貧困救済費、 民兵訓 練費 体的 農村幹部 は教 育 報酬
- (3)郷村 助 0 範 社会公益事業建設費など。 一題内 で出資を募 0 た資金、 華 僑 0 贈 Ej.
- (4)各種罰金収

0

資金。

部では、 外資金 村では七二・五%が 村では全財政収入の七七・四%が、 向としては 入の数字をあ 一九九五:一五]。 予算外資金」が四六・七億元であったのに対し 九二年の全国 」(郷鎮自己調達資金) 制度外収入、 比較的早い時期から農村工業が発達 げておくと、「予算内 ただし、 「制度外 におけ なかでも る郷 収入」 同時期のある北京 は一四二 鎮 郷鎮企業の L であっ 資金 また同年の ~ ル 億元とされ 0 が四七二 具 1 体 浙江 0 納 的 般的 郊外の農 L な 利潤と管 た沿 省 る王-億 財 な傾 の農 制度 「孫 元 政 油

納利潤を含む郷鎮企業の の分析 超過利潤 に 依 拠 力引 どのような かず 5 0 よ

高い比率を占めていた。

部門にレント獲得

図

lop)

ほか、 うな人為的な低金利政策により信用割り当てが生じた地元企業への融資に関する便宜供与であろう。 じたレ 与、 分上 達 な状況での 釈できるが を持ち、企業に対し直接融資を行う場合もあったとされる。 上の特権を利用し、希少資源 カニズム 行 な途上国 これらはいずれも を特定企業に優先的に配分すると から 1 生産の保証 0 )優遇を行っていた。また、地方女守ドでの一件となって、成長が見込まれる企業に に ントを地元企業に移転させようとする行為とし さらに税務局や財政部など一 また地方政府は、重点企業に対するライセン 一で生 n の経済発展 「レント獲得機会」 その中でも重要なのは金融市 み出され 税減免などの行政サービスも 九八〇年 で有効であ 要素市場に対する政府介入により生 たかをみてお 代の (鉄、セメント の創 郷 地方政府が資源 ったとい 出 部 鎮 割り当てが生じ が、 レベ 0 4) 部 うことも う議 場 金融市 局 ル 0 は自 への介入を通 行っ は 行われ 前 原 西己 L 7 スの 資 0)

基金

て解

源

預金金利が競争均衡水準よりも低い水準に固定され 図2のように政 論であ N 資金供給量は低下し の機 7 会が生じ 11 府 7 が金 1, 7 利 " Va 0 クー 規制 る状態を考える Œ QĐ スティ などを通じ グリ 貸出 能を展開 場が未発 " るよう 例え 金 "

てい

るの

金融抑制

まず

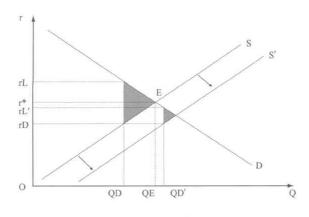


図2 「金融抑制」 とレント獲得機会

影のついて いる部分は金利規制に る厚生損失 (死加重) を表す。 出所:ヘルマン=マードック=スティグリッツ [1997:188]。

である。

長に対し 融

プラスに働く、

というのが

「金融抑制

論の骨

途上

国においては、

このような適度の

金利規制によっ

て金

資金が不足し実質金利が高騰し

がち

な

企業部門

1

レ

ント獲得機会」

を生じさせることが成

初期投資が少なく、

利 曲

rL'

で貸し出しを行うことが可能

になる。

金融

FF Va 供 な

に投資

L

資金調達

のコストを引き下げるなら

資金

かし、

銀

行部門

かず

獲得したレントを支店網

0

拡

線は

F

方シ

フトし

S S' S'

企業に対し

てより

低

金 0

可能 と地 といい だし n とって利 は じる中で金利 改革開放期 たために超過利潤を獲得することができたが、 う点は、 ル であ 方政 闄 中 7 の、 ろう。 ンら 府 鞘 時 の働きを通じ を利 に貸 が 0 V 特に郷鎮企業の 理論との大きな相違である。 が政府により低く規制され 0 用し す 出金利も低く抑えられ 中 ントを分け 一金融抑 な E てレ b 0 ち、 場合、 て低い金利で優先的に融資が ント 制 郷鎮企業は、 合う点に ケースの特徴は、 を獲得する機会に乏 論とその前提を共有する 急激な工 あ てお 3 業化で資本不 地元政府の地 7 b と考えることが この点に関 13 たとい むし 金融 その 受け ろ企業 機関に う点 户 か 元 0 が生 部 金 te 7 To

H

れる。 れ を 力引 制度外資金 理 などとし として政 て地方政府に支払わ 府 に留保され たものと考えら ねばならず そ

抑制 断し され 違い られ 点であ て回 金融市 れ くの農村部の企業が地 当てが有効なものとなる背景 か ほとんど発達 の下方シフトが実現するはずであ 頼らざるを得ない 企業が他地域の企業との競争の結果、 からである。 が地 この ここで注意し の 収 7 た資金が有効に用 ており、 いるか 融 る。 可 場 中央銀行 域 ような環境で、 能 資 の経済発展 0) がまさに想定したような、 だという点で、 介入を通 は 地域を越えた資金移動 点目は から てい 地域 7 という状況 おくべき点が二つある。 Vi なかつ 内 の信 じたレ うことに大きく依存したと考えられ 0 一の金融 元 ため いられ、 政府の介入を通じて企業に割り当て このような地方政府 用供与の点で困難を抱える郷鎮企 の信用社や農業銀行からの借入に た当 E すぐれて競争的 ント獲得 機関 があった、という点 再投資されるなら 時 は 超過利潤を生み、 る。 の中国 に預金がどれだけプー 金融市 地域内の資金供給曲 は が制限され 地域間の金融市 成功をおさめて初 では 融 なも 場が地域 による信 資を受け 一点目 た中で、 のだとい ば、「金融 であ 有企 さらにそ は た郷鎮 間 用 る。 業と 場が で分 割 3 1 h 5 め 0

> 和 況

もちろん、 この ような状況は農村間 の格差 の拡大をもた

0

よう

に

玉

有企業の場合

企業と地方政

府

競争 働く らし だったといってよいであろう。 は 限 たことは否定できないが、 b 経済厚生の観点からみれ 郷鎮レベ ル の制度外 以上 資 金獲得 0 比 ような 較的効率的 をめ ぐる地 X 力 \_ ズム 域 間 力当

## [有企業と予算外資金

額も 入され 営上 より つい よる恣意的 同時に、 基準に基づく利潤上納を請 できるというわけではなかった。 却などの形で内部留保されるようになったが れると、 田 のもとにおかれ 門所 かなり ては、 後述するように必ずしも企業がその用途を自由 の強 有企業を地 た経営請負制 多くの国有企業は地方レベルの主管部門によっ 九九七]。 有体 国有企業の利潤はその多くの部分が基金や 数 Va 1十種類 管理 若干の説明が必要であろう。 の額に上ったことが指摘され な 制 割 方 を受け 一九八〇年代より国有企業改 の下では、 0 財 り当て」 ていたと考えられ )項目にわたる費用 政 0 下で、 0 る 重要な収 なども け負うことになっ 「部門所有制」 玉 国有 有 また、 企業の留保 存続 企業は政 入源とし 3 徴収や、 石川 すでに計 てい ており とも 九八七年 7 府に対し たが、 利 捉えることに この 潤 革が開始 言うべ 地方政府 一九九 に 画 またその それ より に決定 つい ような 定の 価 T 期 7

ø,

Ł 0 関 中国の予算外財政資金と地域間経済格差 65-

予算外資金(地方)の収入・支出(1990年)

| 収 入         | (億元)    | (%)  | 支 出         | (億元)    | (%)  |
|-------------|---------|------|-------------|---------|------|
| 国有企業・主管部門収入 | 1058.75 | 64.7 | 固定資産投資      | 520.57  | 31.2 |
| うち:更新改造資金   | 355.78  | 21.8 | 大修理支出       | 147.01  | 8.8  |
| 大修理基金       | 173.13  | 10.6 | 福利支出        | 157.03  | 9.4  |
| その他の企業留保利潤  | 399.83  | 24.4 | ボーナス支出      | 76.45   | 4.6  |
|             |         |      | 小計          | 901.06  | 54   |
| 行政事業単位収入    | 516.02  | 31.6 | 国家エネルギー交通基金 | 94.68   | 5.7  |
| うち: 道路修理費   | 151.65  | 9.3  | 国家予算調節基金    | 59.09   | 3.5  |
| 地方財政部門収入    | 60.59   | 3.7  | 道路修理費支出     | 134.37  | 8    |
| うち:農牧業税付加   | 8.08    | 0.5  | 事業支出        | 166.16  | 10   |
| 都市公共事業付加    | 27.13   | 1.7  | その他         | 314.01  | 18.8 |
| 合 計         | 1635.36 |      | 合 計         | 1669.37 |      |

用い

大修理基金」

など、減価償却費にあたる資金も含ま

られるための狭義の内部留保のほかに、「更新

改造

出所:財政部総合計画司編 [1992]。

そこからさらに以下のような項目

実際の留保利潤」

(企業が自由

に使

える資金

٤ n

調

少なからぬ乖離が存在し

てい

to

0 が 姚

「名目上の留保 ·徐·薛

利

潤

1

国有企業専項資

の負担が差し引か

たたた

基金 てい

が予

算外資金全体の約六五%を占めている(表

一九九〇]によれば、

こういった国有

九九〇年の数字を見ると、

この

「国有企業専

項

1

基金。 国家エネル ギー 交通建設基金ならびに国家予算

(2)

国債

0

強制割り

当て。

は 実施されるまで、 従業員のボーナス支払いや福利厚生、 いう項目が存在 企業利潤との関連を整理しておこう。 問題が生じてくるため、 だけでは 種の財政資金として計上していたもの に複雑である。 節 さらには 福利基金」「奨励基金」 で示したように、 地方政府内 特に上 していた。 予算外資金には まずは前節 での 状況は郷鎮 利 九九〇年代に これは、 潤 をめ 「生産発展基金」 セクター間 で扱っ ぐつつ 国 企業の 国有企業の さらには設備投資 [有企業専 ての た予算外 であ で 連 ケー 0 中 央と地 b 0 L 留保 項 財 資 ス 金と K ト分 Vi 基 政 方と 0 0 利 比 金 た 中 潤 玉 配 は 0

0

有

(3)方 政 府 門から の管 理 曹 0

の項 0 活 乖 Ħ 1 離 動 に か が存在することが あ に 5 3 用 いら 玉 固定 有企業專 でる支出 資産投資支 確認 項 (太字の 資 金 できよう。 出 の総額 部分) 大修 ٤ 理 支 0 左側 間 出 にはかな などの 0 )収入

であり 生産発展基金」 実際の生産的活動 た そのか 石川 企業の なり 一九九七」、 B 設 の部分 徐備投資: 「更新改造 に用いられるのは全体 ũ 資金 および 労働 資 B 者の住宅手当 減 金 鄧 佃 一大修 償却 姚 曹 . 理 徐 0 70 基 Ŧi. てなど、 あ . 金 薛 3 はずの % ほ のう 九 非 £°

0

らされる必

要がなかっ

た、

という点で

あ 0

Ŀ

に

ても

生産的な また和 田 Ĭ 的に流 二九九 用され 出 B ていたことを指摘 0 ECFと中 玉 L 社会科学院が 7 る

す

る

調

查

の結果

に基

づ

き、

玉

0

玉

有

企

業

0

財

務

18

で行

0

九九〇年代

0

玉

有企業 中

のパ

フォ

1

7

ンスに

パフォーマンスの悪化と密接に関連 才 Ì があること 管理 管理 生産活動とは直接関係 ンスが大きく悪化 の割合が大きく上 0 力。 を な 指摘し b 0 部 てい たこと、 0 な が 昇し Va 地 項 域 L しており、 自に 0 企業 ていると思 開 発負 使 0 われ 財 それ 務構造 担 7 金 b が など、 1/2 n るこ 財 のう 3 務 可

1 フラ よう 建 設や、 方財 7 政と密接 2 ると、 社会福利や なかかわ 玉 有 社会保障など本来は 企 業 りを持っ 0 利[ 7 潤 お あ 3 h 行 43 政 地 は 域 留

企

お

か

n

導

入

れ

することに

低金 は ように思える。 という構図 負 企業と郷鎮 重 部 担 拡大は、 さて、 要な違 利 肩 t 政 1 策 き ゎ 必ずしも企業自身の生産性 政 0 + に の下で発生 b いが存在 府 関 ような地 す 1 3 しかし E との関係に類似するも ては、 性 ス 提 する。 質 実際 一した利 方財 を持 供 Ŧŝ 0 殿との それ 有 た K 0 は 企 潤を企業 てい 80 は、 業 0) E 関 た 0 0 ケー 係性 ٤ 玉 地 有企 0 と政府間 Us 方 とし 向 0 政 え ス 0 深さ B 府 0 7 0 4 0 よっ ĺ 捉 留 で分け 財 前 え なら 保 ス 述 0 利 0 郷鎮 合う よ 間 U

央政 よって上 を受ける度合 0 なくしようとする努力は郷鎮企業の れていた。 まず、 0 例 えば、 府との 納 有  $\mathbb{R}$ 企業の もちろん、 18 利潤額を減らし、 有 ーゲニン 企業 いがはるかに大きかったと考えられ 場合、 不の場 グによってその 中央政府への 合、 利 潤分配 中央政府との 留 保利潤を増や をめ ケースでもみら 税支払いをなんとか少 留 ぐる制 保 利 1 潤 度変 す余地 ゲニン か 直 化 が残 グ E 3 中

五%を所得税として徴収し、 た状況 九八三年 化 たが は するため 無理があ 0 違 から八 市 いを考 場 経済改革が 0 四 残りを企業に留保 た 大中 年 慮しないまま一 П に 型国 井 か 不十分なもと け 有 7 九九六]。 企業 律の 0 す 有 る 利 企 潤 税率 利改 0 0  $\overline{H}$ 利 よ

潤分配を規

範

九六二。 の総 れる。 バーゲニングにより調整される余地がますます高まり なってしまった。 0 な政府と企業の分配関係を固定化する制度は、 は、 合を上乗せした額を上納し、 化するような効果を持ち得なかった 九五。 経済引き締 利 基準年の利潤上納額を基数として、 利潤率の違 当初、 潤逓増請負」 は大きく 高い企業 税率が交渉により決め のため、一九八七年には経営請負制が導 中央政 めによる企業の経営不振より VS 减 ほど税率が高くなるなど、 を調整するため その結果、 少し が 府と企業との間 般的 7 W あとは企業に であった。 利潤 ったのである られ 各企業に 上納 0 大塚・ た結果、 利潤分配 が企業と政府 毎年それ かし 留保できるとい 実現不可能 利潤動 調 劉 多く 丸川 九八九年 0 このよう K 税 村 ル 機を強 0 との 入さ 定割 1 場 から 九 2 に ル 課

資を行う一 ることが ることにより、 の借入がソフトであ 地 また、 スされた。 元 終的 E 国有企業の場合、 口 有 能 方で、 元であ 銀行 は 中 n 生産性 K は 中 0 企業内に よっ 郷 銀 た点も b 行の 鎮企業の 0 て行わり 向上を考慮 そのよう 信 留 重 郷鎮企業などに比べて銀行 要で 用割 保され ケ n るが、 あ り当 なソフト る利潤 る。 スとの決定的 しない拡張的 7 汇 その 玉 よっ 有企 な借 0 貸 総 出 額 T 業 入 な違 を確 な設備は を利 7 7 增 0 融資 1 加 保 用 から 投 寸 70 分 す

> 低迷 よって企業の留保利潤 性を上げることよりも、 といわざるを得 競争的に実現しようとするケースとは大きく 企業のケー 利政策の下で融資上の優遇を受けているとい も大きな負担となってい そのものであるといってよい 拡大しようとするもので、 これ 的 期 な働きかけ 以降、 5 0 ケー スのように、 国有企業の ない。 に ス より、 は 地方政 を増やそうとする強 玉 上記 った。 与えられ 赤字が大きく拡大し 有企業を管轄する地 企業と政 非効率 のような政 府は管轄する この点で、 実際 た なレントシー 府に留保され なに、 「レント 治 一九八九年の 的 玉 61 同じように低 有企 異 獲得機 方政 1 な働きか っても 介なっ キン 国家財 るレ セ 業 府 7 グ行為 0 が、 テ け 生 Va 政 金 1

をもたらしたと考えられるのである[Brandt=Zhu 2000]。え、第二次天安門事件の発生につながるような社会的不安フレを通じて都市における家計部門には大きな負担をあたいパフォーマンスを生み出した一方で、低預金金利・高インいパフォーマンスを生み出した一方で、低預金金利・高インのため、一九八〇年代の中国経済は、郷鎮企業などの高

ヴが働くからである。

# 二 土地市場と土地使用権譲渡収入

九八〇年代には、中央政府が低金利政策を実施するも

ある。

表2 不動産関連税収

|                      | 税の種類    | 課税の根拠  | 税率          | 地方留保率 |
|----------------------|---------|--------|-------------|-------|
| 不動産占用者に<br>対する課税     | 不動産税    | 不動産原価  | 1.20%       | 100%  |
|                      | 都市不動産税  | 不動産原価  | 1.20%       | 100%  |
|                      | 耕地占用税   | 耕地面積   | 1-10元/平方米   | 100%  |
|                      | 都市土地使用税 | 土地面積   | 1.5-30元/平方米 | 100%  |
| 不動産売買・譲渡利益に<br>対する課税 | 契約税     | 契約額    | 2または4%      | 100%  |
|                      | 営業税     | 売上収入   | 5%          | 100%  |
|                      | 印紙税     | 契約額    | 0.03-0.05%  | 50%   |
|                      | 都市維持建設税 | 納税額    | 5-7%        | 100%  |
|                      | 企業所得税   | 企業収入   | 33%         | 40%   |
|                      | 個人所得稅   | 個人収入   | 20%         | 40%   |
|                      | 土地増値税   | 付加価値   | 30-60%      | 100%  |
| 不動産レンタル収入に<br>対する課税  | 不動産税    | レンタル収入 | 12%         | 100%  |
|                      | 都市不動産税  | レンタル収入 | 18%         | 100%  |
|                      | 営業税     | レンタル収入 | 5%          | 100%  |
|                      | 企業所得税   | 企業収入   | 33%         | 40%   |
|                      | 個人所得税   | 個人収入   | 20%         | 40%   |

出所:「物業稅起歩」『財経』第99期、劉佐 [2006]。

近年 業税 代わ U され 朱鎔基前 とで Ŧi. K 流 産 ると共に 全体 かか n 地 内 中 (1)発業者 その点を検証 になっていったと考えられる。 実施され 期。 させ 確 開発業者などとレントを分配するというパター b ιĊι か 5 方 0 るように 地 . の土 耕 b ^ 税 有 か 所 であ 地方 る税収 占め 収 首 償使 地開墾費、 な 地 にその規模 得税など他の産業からの 0 方政 入に それ 地 相 政 どから徴 留保比率などに 地方政 0 たなっ 紹府が る比率に 取引 た。 行貸出に対する地方政府 金融市 用 0) のほ つい する前 府 強 費 を企業との てからは 主に は . 64 府 収 は 保 場 リー か か T 管理 が土 目立 有に 金融市 地 拡 しこの 表2で示したような土 ている 使 課税対象とその 0 4 一地市場 費 まず、 Î 用 つい 以下のようなさまざまな費 0 L か もはや通 市 間 た変化 ては かわ 場 18 で分配 場 権譲渡金、 登記 91 て整理しておこう(表 メカ " 「土地解密」 る税収 士: 0 税収を含むものを除き プの下で 13 0 ニズ るも 用し する 介 は 地 介入を通じて、 関係 は 入を な 0 住宅立 い記の 根拠 新増建 4 入に なくなっ 介入が厳 0 通 0 0 地 連 九 つい 導 C 地 10 ち 九〇年 方政 設 財 取 地方財 税率 入 0 う 7 退 ては 金融 た。 経 引 18 用 が 言 府 义 3 地 > 2)0 政 不 用 保 2 制 政 代 1 費 が 6 第 お 0 0 子 + 収 t 動 0 限 策

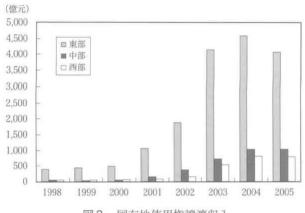


図3 国有地使用権譲渡収入

注:金額は、土地の使用者から政府に対して支払われる土地使用 権譲渡金、土地開発費、整地費などの金額を合計したものであ

出所:中華人民共和国国土資源部『中国国土資源年鑑』各年版。

種

とし

て解釈できる。

よっ

て得ら

れる収入であり、

政 使

府の市場介入によるレ

市場

に

お 地

1/3

て自らその

用

権 0

を売却することに

方政 表記

(府が農

などに対する事実上

「所有権

を利

用

は、

その規模が年々拡大し

ているだけではなく、

地

渡金などの費用収入

(以下

では

土地

使用

権譲渡収

でも

国土資源部などの

部門

が管

理

する土 多

地使用

権

讓

な費用収

林業などの各行政部門による雑

(3)

不動産、

水利、

交通

郵

便

電

信

物

防

部門が管理する収入。

(2)

±

地

る金が迎収 的な格差を な隔 な がわ b (「第二財政」 れらの譲渡収入の たりがあ 3を見 現 ち土 土地開発 状 として計上し中央の批准を受けること では 反 n ば 映 b 発 L また、 その大部分は統計に てい から このような収入が土 この土地 万円燃す 金庫」) ることがみてと その伸び 部 る時 使用 は として地方政 は 期 権 予算内財政収 東 力 讓 ら急 部 渡 現 と中 収 n 地 開発 n 3 速に 入が二 西部 府 な 13 人 增 0 0 加 制 な す 間 L 保さ 中 で大き 度 0 3 7 0 年 7 地 4

基

1/2

域

る

ると考えられる。

この土地使用権譲渡収

入は、

中

E

0

+

地

市

場

に

お

使 地 部門が 用 費 ?管理 土地レ でする収す ンタル費など、

地方政府

0

財

政

てど のように 份 づ U 5 n 3 0 だろう か

動産市 が決ま で想定さ 貸 市 場 3 産 を取 とされ n 市 K てい 場に ょ 済 00 り巻く るも で る。 お 地 Us 代 のと大 、状況 て他 が決定され 動 か 産 は 0 価 きく 投資資 格 そうい 以 \$ 予に 異 た 地 な 産 あ 価 ٤ 2 みるよう Ł 0 を考える てい た標 0 裁 3 準 定 0 的 に 地 よっ 代を な に は 中 7 所与と E 済 地 まず 0 理 不 価

が

8

を建設 てよ のよう 用 て個人や企 方政府より い下げ 中国 契約 U 0 語 うち だ二 だろう。 を行 て では て、 は 0 1/2 取得 業に売 方政 使用 るよう Š 三次市 土地 市 次 府 した土地を 級 権 場 かし、 ・三次市 € り出 0 市 について が 売買され 使用権と不動 場) 場 存在する。 すの 他 農地や都 に であ お 0 次市 開 資 場 け から 開 E た物 二次市 る。 る取引として理解 発業者などに対 産 発 E 場に L 市 お これ 件 産 0 63 次に、 0 ては 裁定 ic 場 お マンシ 旧 0 が不 所有 け 0 であ 市 開発業者などが る土 W 街 が 動産 などの 標準的 T る。 権 3 働 をセ L 地 < 0 さら  $\dot{\oplus}$ など不 できる 0 て有 ス 4 1 な理 古 " 土 のと考え トに 次市 " 区 償 市 地 クの 論 動 で払 を収 場 が 办 2 産 地

> であ U. n U. 資 6 地 ろの産 を 価 所 格 与 ٤ 不 L 動 て二 産 T の地 次 価 . O)  $\equiv$ が決定さ 次 地 市 0 場 取 れ 得 K るお 価 Ut る から 考えるの L V 決定さ 勾 ル かぎ 料 お よ 2

b, たる であ 建設用 などでは き 札 多 発 きく分けて 存 方式 区を設 0 1/3 有 にした有償 税収 在する かけ る。 償 地 時には土地 地 譲渡 0 は + 地元 け を特定の Z に の増加が見込め 地 次市 が 無 急激に上昇してきて のうち協議 0 解 方式 九九〇年代 その により多く 譲 僧 密』 渡方式 ここでは協議方式、 譲 場 の取得コストぎりぎり が 開発業者や 渡 E 企業 大部 お 財 E 経 方 協 け つい るため 式 議 3 分を占 末 の払 方式、 は 小に農地 一場を誘 て考察 企業に W お 主に工場や公 め 地 五三 K b 地 競 7 使 開 げ あ売・入札をひとまと あ売・入札をひとまと 致 安価 競売 売 闸 方政 L 63 期 発が 価 特に できれ ・入札 の水準になる場合も 権 格 で払い 府 0 本 を切り下 # 払 商 は ふた、 格 業地 の三つ 競 共 10 化 長期 F 施設 下げ 0 L げ 7 げ た 住 間 0 3 な 宅 0 T \$ Fo 方 . に 大 を 地 b (1) 0

六八元 ける商 業 宅 用 地 が  $\pm$ 地 であ 一九 資 0 払 地の 源 る別八 部 63 全 下 0 げ 発 この 元 平 表 な から 均 I ことから 0 価格 よれ 商業地 に 対 L は ば \$ 平 I 住宅 二〇〇八年第 米あ 業 協議方式を中 用 地 たり二 に比 地 0 巫 べて大幅 i 価 七 四 平 とする は 期 約 に 低 71.

総量

およびそ

0

期

収益

は

次市

場

1

お

け

る土

0

0

T

大

影

響を受

け

ると

考

えら

n

る。

す 地

な

政

府

が

0

±

地

Ti きく

場

VI

おけ

る地

価

0

決定メカニズ

4

は

地 b 供

独占的

な供

給

を行う一

次

市

場に

お

U

7

供

給量

お

象 によって は から 採用され 払 次のよう 13 理 解 7 地 できよう。 お 0 使 b 2 7 用 用 その 途 H 1/3 に 的 3 ょ 価 K 事 格 3 t 実 K 0 力的 地 大きな差 T 3 需 明 0 要 確 0 K n があ 価 異 よ 格 な るとい 弾 0 た譲 カ 性 5 渡 0

する る弾 るも 生産 ろ地 例 力性が えば、 0 0 価 ある特定の 立 であ 引 や人件費 地 が 大きい 製造 高 が必ずし b いと考えら などの 地域 ことを示 場 +04-業が工 建 に 需要に こだ 設 コ スト 用 n 場 L 地 る。 b よ る必 7 に が少しでも安 0 これ 対 建 10 b する 制約 要 30 設 いは は 用 需 され 必 地 でずし を探 要 な 造 いところに立 は もなく、 10 業 ことから来 地 0 7 場合に 価 に るとき 対 to は す 地

能

だか

5

であ

コスト な わ を当て込ん か 5 が多いなど、 な 1 が高くても当該地 り小さい 対 場 建 設 住宅 用 0 建 0 地 であ 設 定の収益が に比 地 が の土 3 行 商 わ 業 住 地 施 n 見込 を取得 るた 設 宅 地 は など 8 め もとも す る る誘 0 0 例 0 需 2 え 引 地 要 あ ば 0 から n あ 元 働 3 価 0 30 格 地 住 少々 弾 域 民 す 力 0 0

と同 払 13 時 K のこと 14 価 げ 格 るとい う から 価格差別 弹 う 昇させることに 力性 行 I. 一業用 為 は 0 化 地 1/1 を協 3 他 0 地 10 意図に支えられ よっ 議 商 域 業 Ł 方 地 式 てより 0 K B 企 住 業 よ 多 宅 誘 h 4 地 民 致 7 間 0 竸 0 収 64 供 争 に た 給 を を得 を押 価 to 行

> る。 に転用 定 れ n ば、 to 力多 もし 解 することを 独 動 も利 地 産業者 る。 状 0 用 態にあ 用 者に ここで 途 通 は 0 U 安く払 よ ることに 決 る 定 注 ± から 意 より大きな利益を得ること 地 1/2 地 す 方 1 よ 0 1 げら 自 政 0 き て 府 曲 ħ 初 な K た工 8 転 以 用 b 1 一業用 成 J 力引 0 認 よう す 地 8 1 る点 5 な を 住宅 n 1 7 11 地

とに 独 F - げを通 この 占的供給を通じ よっ 地 方政 な ように考えるなら U て得ら 10 府および 農 民 8 地 れる独 土地を低 て供給量 使用 不動 高 騰 権 占 する 産 ば 譲 L 渡収 を制 1/1 ントに 商品 開発業者 補償費と引 +: 限 入 地 住 E 0 ほ 宅 か が 次 0 価格を吊 なら き換 V 市 購 地 ント 方 場 者た な えんに 政 VE り上 の受益 13 府 お 3 手 Vt が 放 3 都 げるこ ± る 市 0 払 地 住

るを得 年 民 存 0 ト機会の なるのに対して、 損 0 的 量 などが主 に供 失がより大き 0 介 は 0 よう 成 入を通じた地 定で 給され 創出 長 な土 なレ 18 にく あ 地 ター ント b 地 7 市 16 Va 場 10 市 るか さら べ、 場を通 域 は \$ 0 特に 負 間 信 0 5 VI であると考 次 担 0 は中 じた であ 0 郷 者となる 市 ような 開 場 鎮 ٤ 発競 る。 企業 玉 V ント 0 は 争 場 異 え 理 b 1 のことは 5 の取得 け な 由 0 は b であ 融 れ よ 政 資 それ 生 を通 b 府 は 産 が 要 C 九 地 0 素 た T か 市 0 V

は主 的な権 年代以 は 激 のだといえよう。 降 限 B を失っ 一の財政 しかす 市 であっても、 L た結果、 ぎないことを意味する。 ・行政改革によって郷鎮政府が実質 1 ル ント 0 政 土地市場へ 18 獲得の行為を一 府であるという点であ 1 Ó 奪 1/2 の介入を行 合 1/3 もう一 層非競争的にする 1 V って ント 0 る。 は 43 Ê ٤ るの これ 財政 九〇 1

## まとめに代えて

# 予算外資金と地域間の競争・経済格差

0

であるといってよいだろう。

それ が行 府にとっ 政 に頼らざるを得ない 府 ントを創出 現 0 0 0 革開 増 象は形を変えて存続してい 主導により行わ わ 介入 政制 地 加 るなど、 て正規の財政収入の増加に比 方分権化 0 放以降、 度 方が の余地がなくなった後 0 その 九九〇年代に入ると分税制 庄 規範化 倒的 地 地方政府が要素市 れた。 方財 が推進され 一部を非正規の自主 という状況 に重く、 政 請 を目指 にもかかわらず、 負制 たが したが るのが現状である。 は した の到来を意味してい 度 ± 場 0 つて自 地市 べて、 導入に それは多くの の介 連の改革が中央政 財源にする 場に対する介入 0 必要となる負 入を通 至 代 例えば金融市 導入を柱とし 表され 財 源 地 このよ じてレ 0 Ł た 獲得 方政 る財

(1) 中央・地方政府のうな現象は基本的に、

関する十分な制度化がなされ

間

0

財

れび・

行

E

0

担

Va

ない。

という二つの条件の下で成立するものであ えながら急速な発展をとげてきた中 らの漸進的 り、 金融 地方政府 な市場経済化改革により、 ・土地などの の介入の余地を残 要素 市場が地 İ L に 地域的な不均 T 域 特徴的な性 間 る。 で分分 b 計 断 曲 衝を抱 経 質 7 か お

あるい 素市 な うな地方政府によるレント追 1 寄与したとい いう点が理解できよう。 超過利潤として捉えることによって、 イの奪い 金融市場から土地市 に見られ ル b 一九八〇年代に かなところに資金が偏在する) 予算外資金をこの 0 場への介入を通じたレント追求が 政 2 は中央と地 合い」という傾向が強くなっている。 府 るように、 10 が実質的 う面も確 えに 方の おい 中 場に移 地 な財政的 央政府 方間 ては、 間 ような要素市場 かにあった。 での 5 0 の再分配政策 激し 家は、 競 権限を失ったことで、 このような地方政府 また、 争を通じて生産性 13 結果をもたらした、 しかし、 むしろ非効率的な 奪い それと 初めてそれ Ó 郷鎮企業 ゆ を 合い が 骨 みかか 同時 介入の 抜 1/3 きに ずれ が地 5 に郷鎮 0 0 による要 そ 対 向 生 対 のよ 象 域 F. 3 3 間 ス

レント獲得の場になっていることは憂慮すべき状況といったれと結びついた政府幹部という「新富裕層」の誕生、さるだといった新しい「格差」の問題と深く結びついて出しるなどといった新しい「格差」の問題と深く結びついて出しるとも指摘せねばならない。このような現代社会におけるためである以上、本稿で論じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者やさらに、土地市場を通じたレント追及は、不動産業者や

てよいであろう。

があることは、銘記しておく必要があるだろう。

があることは、銘記しておく必要があるだろう。

があることは、銘記しておく必要があるだろう。

があることは、銘記しておく必要があるだろう。

### 注

金」があるが、ここでは広義の非税収入も含めて「予算外「郷鎮自己調達資金」(「郷鎮自筹資金」)などの「制度外資(1) 後述するように、厳密には「予算外資金」のほかに

資金」と表現することにする。

- (3) 「ユュミドウ「企業オ务重則」「企業Ak十重則」ことしくは、陳・春 [二○○四]、李 [二○○四] など参照。
  (2) 農村における「乱収費」ならびに税費改革について詳
- (3) 一九九三年の「企業財務通則」「企業会計通則」により、国有企業専項資金を予算外資金に含まないようになっり、国有企業専項資金を予算外資金に含まないようになった二〇〇〇年には、五一項目の行政事業性費用が予算内に組み入れるという改革が行われた。また二〇〇〇年には、五一項目の行政事業性費用が予算内に組み入れられた。
- 1.○1。 | 不成のでは、 | 一人のでは、 | 一人のできる。 | 一のできる。 | 一でを。 | 一でを、 | 一で
- を「地方政府コーポラティズム」と名づけている。 45 オイは、このように地方政府と企業が一体になった形
- 《6》 中国は現在に至るまで、政府が預金・貸出の金利水準を定める固定金利制度を採用しているが、特に一九九〇年代半ばまでは貸出金利と預金金利との利鞘がほとんど存在代半ばまでは貸出金利と預金金利との利鞘がほとんど存在は水準に据え置かれていた。
- 参照。
  参照。
  参照。
- 〔一九九六〕が詳しい。

このほか、例えば一九八〇年代、

課税前の借金返済を

企業の留保利潤を拡大させる働きをしたと考えられ れらの制度変化は、 認めることで、課税ベースを縮小させるなどの処置 がほとんどの地方において採用されていた。こ いずれも生産性の上昇を伴わない形で る。

- (10) もし企業への資金提供が最終的には中央銀行の貨幣発 資金供給曲線の下方シフトは生じないと考えられる。 だけ実質資金供給量は目減りするので、 行によりファイナンスされる場合、 インフレが進行する分 図1で見たような
- 11 九七〕にサーベイがある。 マンス乖離問題」)を論じたものに関しては、 経営指標が悪化する」という問題 じた研究は数多くあるが、特にその「生産性は向上しても 国有企業のパフォーマンスをめぐる問題点につい (「生産・財務パフォー 和田 二九 て論
- 年段階で地方財政収入の一%前後である。 地増値税や耕地占有税、 六年には五・七八%と増加したのが目立つ程度である。 は地方政府全体の財政収入の約二%であったのが、 土地関連の財政収入の中では、 都市土地使用税などは、 契約税が二〇〇一年 二00五
- 13 国統計年鑑』などより筆者推計)。 政収入の約五五%に達している(『中国国土資源年鑑』『中 例えば二〇〇三年には、 、譲渡収入の合計 値 地 方財
- 立ち退き補償 二〇〇七年一月より、 同時に土地収益金の使用範囲についても 全額地方基金予算管理の対象とすることが定められ 土地開発、 農民支援、 土地の有償譲渡に関する収支 都市建設支出などの 土地収

物業税」『財経』第一七九期』。ただ、現在までのところ、 用途に限られるなどの明確な規定が設けられた「「真実的 その規定がどの程度厳格に運営されているのかは不明であ

15〉 中国の土地市場の構造については、高 [二〇〇七] な

ど参照。

16 指摘されている [蒋・劉・李 二〇〇七]。 フィスビルなどの建設に用いられている、などのケースが 用いられるが、中にはもっぱら地方政府による贅沢なオ 道路・公園・緑地・文教施設などの公共財の供給のために 無償譲渡される国有地は、 基本的に政府自身によって

17 18) この点について、農村・農民たちが自分達の土地資 gd1/200808/t20080807\_109239.htm 参照。 中華人民共和国国土資源部 http://www.mlr.gov.cn/sy/

を共同管理するために株式会社などの組織を作り、 ることは興味深い 発の利益を自分達で管理していこうという動きが生じてい (蒋・劉・李 [二〇〇七] など)。 土地開

### 参考文献

(日本語

岩井茂樹 石川滋 術出版会 的位置づけとその応用」 一九九七 1100四 「市場経済発展促進アプローチー 『中国近世財政史の研究』京都大学学 『開発援助研究』 Vol. 4, No.

大塚啓二郎·劉徳強·村上直樹

一九九五

『中国のミクロ

理論 -中国の予算外財政資金と地域間経済格差 75

梶谷懐 二〇〇四 「財政・金融からみた中央と地方」加経済改革——企業と市場の数量分析』日本経済新聞社。

開放時代の検証』名古屋大学出版会。 加藤弘之 一九九七 『中国の経済発展と市場化――改革

抑制――新しいパラダイムに向けて」青木昌彦・金瀅基・ヘルマン=マードック=スティグリッツ 一九九七 「金融川井伸一 一九九六 『中国企業改革の研究』中央経済社。

奥野正寛編、白鳥正喜監訳『東アジアの経済発展と政府の抑制――新しいパラダイムに向けて』青木昌彦・金瀅基・

役割』日本経済新聞社。

業変革――企業改革と市場経済』日本評論社。 男・馬成三・S・ブラギンスキー編著『中国とロシアの産丸川知雄 一九九六 「中国の国有企業改革の動向」長岡貞

李昌平 二〇〇四 『中国農村崩壊』吉田富夫監訳、NHK

企業」『開発援助研究』Vol. 4, No. 4. ――経済開発と

一九九一』科学出版社。 一九九一』科学出版社。 中国語

出版社。 
出版社。 
二〇〇〇 『新中国五〇年財政統計』経済科学

中華人民共和国国土資源部

『中国国土資源年鑑』

各年版

中

らみた中央と地方」加藤の一野英海・姚鋼・徐笑波・薛玉煒析』日本経済新聞社。 国地質出版社。

高波 二○○七 『現代房地産経済学導論』南京大学出版社。 高波 二○○七 『現代房地産経済学導論』南京大学出版社。

金分析』中国人民大学出版社。

学出版社。 学出版社。 学出版社。 学出版社。 一九九五 『現代中国農村財政問題研究』経済科 盧洪友 一九九八 「非財税収入研究」『経済研究』第六期。 國佐 二〇〇六 『中国房地産税収』中国財政経済出版社。

真実的物業税」『財経』第一七九期、二〇〇七年二月一九土地解密」『財経』第一五三期、二〇〇六年二月二〇日。物業税起歩」『財経』第九九期、二〇〇四年一月五日。

(英語)

H

Brandt, L. and Z. D. Zhu 2000 "Redistribution in a Decentralized Economy: Growth and Inflation in China under Reform," Journal of Political Economy, Vol. 108, No. 2, pp. 422–439.

Oi, Jean 1992 "Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China," World Politics, Vol. 45, pp. 118–122.

九九〇

『中国予算外資